

第 1 4 回議会基本条例案検討委員会会議録

日 時 平成 2 9 年 2 月 2 2 日 (水) 開会時間 午前 1 0 時 0 1 分
閉会時間 午前 1 1 時 4 5 分

場 所 委員会室棟 第 1 委員会室

委員出席者 委員長 前島 茂松
副委員長 上田 仁
委 員 渡辺 英機 河西 敏郎 塩澤 浩 永井 学
杉山 肇 早川 浩 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 なし

議 題 一 議会改革検討協議会及び全員協議会で出された意見への対応について
二 パブリック・コメントの状況について

会議の概要 議会改革検討協議会及び全員協議会で出された意見への対応について、委員長案の一部を修正のうえ、次回委員長案を示すこととした。
パブリック・コメントの状況について、次回委員長案を示し、協議することとし、閉会した。

質疑、討論

前島委員長 では、皆様方今日は大変お忙しいなかところお集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは早速ですね、協議に入らせていただきたいと思います。本日の会議の進め方でございますけれども、今日は、パブリックコメントのまとめがございますので、そのことについてのご討議、説明、ご意見を交わさせていただきます。それから、議員の関係の全体会並びに改革協の先生方が意見書を出されておりますので、その 2 つに分けまして、審議させていただくんですが、ちょっとパブリックコメントの内容が沢山のものでありますから、議員先生方の御意見を先に、基本的には少ないですので、進めさせていただきます。2 のほうでパブリックコメントについて御審議賜りたい。そんなことで流れはご理解いただきたいと思います。それでは、はじめに議会改革検討協議会全員協議会から出されました意見の対応につきまして、説明させていただきます。議会基本条例の 3 について、議会改革検討協議会全員協議会で説明しましたが、同会でも出されました意見について、事務局から説明をまずさせていただきます。

事務局 事務局の方から説明をさせていただきます。今現在どういうところまで行っているかということについて、ご確認願いたいと思います。こちらの 1 枚のペーパーで、今までの、進み具合を確認願いたいと思います。まず、議会改革検討協議会に本委員会が設置をされました。矢印の のところでございます、素案の提

出を議会改革検討協議会にいたしまして、それらを にあります、全員協議会の方へ素案の提示を今日行ったところでございます。併せて にあります、県民の皆様に対しましてパブリックコメントを行ったということでございます。本日、この後説明をさせていただきますが、 にあります、県民の皆様方からいただいた意見を、今回ここで私の方から説明させていただきます。併せて議会改革検討協議会の方から、 にあります、下から矢印が上下に出ている部分でございますが、それらについての修正、そして協議をするような部分でございます。この後それらを取りまとめた中で になります、条例案の報告というかたちで議会改革検討協議会の方へ出していくということまで、今進んできております。一応現在進んでいるところをご確認いただければと思います。

それでは、議会改革検討協議会及び全員協議会に出されました意見について私の方から説明させていただきます。おてもとの資料の、資料 1 をご覧いただければと思います。議会改革検討協議会の意見でございます。まず一番のところです、望月利樹議員からは 2 つ意見がございました。「逐条解説を作ったらどうか」という意見と、もう一つは「県民の方々から聴取した意見、アンケートについて返事を出すと共に、議員間でその意見や結果を共有することが大事だと思う」という意見がございました。二番の大柴邦彦議員でございます、「第 29 条第 2 項について、2 年ごとに検討組織を設立するとあるが、議会改革検討協議会があるので、定期的に検証の方が良いと思う」という意見、もう一つは第 33 条「条例の見直しに県民の意見を入れたらどうか」ということで意見をいただいております。三番でございます。飯島修議員からは第 9 条について「第 2 項を第 1 項にまとめ、地方議会としたらどうか」との意見をいただいております。

裏面を、2 枚目をご覧ください。2 ページでございます。4 番目ところです。白井成夫議員からは 3 つの意見をいただいております。「第 5 条の 選挙に先立ち、議長及び副議長としての所信表明を行いというのはおかしいのではないか」という意見、2 つ目が「第 9 条第 1 項にあります議会の運営の充実はおかしい、議会活動の充実なら分かる。」というご意見、3 つめでございます、「第 29 条第 2 項 2 年ごとにも定期的も同じだが、議会改革検討協議会や、議会運営委員会もあるので、検討層組織の設置は必要ない」というご意見をいただいております。

次に全員協議会に出されました意見でございます。3 ページをご覧ください。一番のまず桜本広樹議員からのご意見、2 つございます。一つ目でございます。「第 21 条第 1 項です。賛否の公表は、会派ではなく議員ごとに行うべき」というご意見と、2 つ目が「第 30 条第 2 項 専門的知識を有する職員を配置できるよう、議長は人事に対して執行部に要望できるという内容なのか明確にしてほしい」というご意見がございました。二番の宮本秀憲議員のご意見、一つでございます。「第 18 条政務活動費はネットで公開した方が良い。」というご意見でした。3 番目の卯月政人議員ですけれども一つ、前文についてご意見をいただいております。「前文をスマートに読みやすいものに考えていただきたい」というご意見でした。繰っていただきまして 4 ページでございます。4 番の飯島修議員からは 2 つご意見いただいております。前文につきまして「前文について再度検討願いたい」というご意見と第 21 条第 1 項でございます。「賛否の公表は、会派でなく、議員ごとに行うべき」というご意見をいただいております。5 番目の小越智子議員からは「意見聴取会の意見や、アンケートの結果を公表してもらいたい」というご意見をいただいております。以上でございます。

前島委員長

事務局から今説明をいただきました。それで、ただ今からご意見への対応の協議をさせていただくということになりますけれども、それぞれの議員先生の意見について、個々ご意向を交わさせていただきたいと思っております。そんな格好でよろしくお願いたします。はじめに議会改革検討協議会の関係で望月議員の

意見につきまして、ご意見がありましたらお願いをしたい、ということでございます。

渡辺委員　これは、前々から検討委員会の話で出ていましたけれども、条例を制定した背景、社会的ないろいろな状況があるわけですが、それを、条例が制定した後で、作って記録に残しておく、あるいは県民の皆さんにお知らせする。ということでもいいんじゃないかと思うんですけど。条例制定後。

上田副委員長　私も全く同じ意見で、逐条解説は必要だと思うんです。経過もあったし、我々もそういう意味でこういう議論しているわけですから。整理しろとなっていますが、ただ、この時点でというと、条例を出す前にというのは、なかなか時間的なこともあたり大変だと思います。ですから私も同じように、逐条解説を、条例を出してその後きっちりした逐条解説というものをできるだけ早くということになると思いますけれども、つくっていく方がいいんじゃないかと思います。以上です。

小越議員　逐条解説について、つくるのはいいんですけども、それをちゃんと確認をしないと、解説がどのように、どちらの方に、白と書くのか黒と書くのかで全然違ってしまいますので、逐条解説についても、しっかりと確認をする必要があると思うんです。議会事務局で作っていく話ではなくて、逐条解説をこれで良いのかということ、しっかりと確認すべきだということをお願いしたい。それから 2 番目の、このアンケートの結果、私も言いましたけど、これから説明があるかもしれないけど県民の皆さんからいただいた意見聴取会の意見について、しっかりとその方々に、こういうふうに意見をいただいて、こう考えるということ返すのはやっぱり礼儀だと思いますし、これはやるべきだというふうに思います。

前島委員長　意見がそれぞれ分かれているところなんですけど。これにつきましては、今渡辺先生それから、条例化した後というご意見でいいですね。

小越議員　もう 1 回確認しますけど、私は、条例化した後にこれでいいですよと配るだけじゃなくて、皆で確認しないと、私たちが考えていたことと全く違う逐条解説になってしまうのは困るので、それをしっかりと確認する場が必要だと言っているのです。いいでしょうか。

前島委員長　それは、条例化した後、対応していただくというかたちでまとめさせていただきまして、それをどうするかたちでやるかということについては今後の課題になりますけども、組織的な取り組み方につきましては、条例化をしまして後の検討、我々の検討委員会がどういう立ち位置になるかということもわかりませんので、条例化した後です、これを対応させていただくということ、今日確認させていただくという範囲で収めさせていただきたいと思います。

上田副委員長　条例化した後、この委員会がどうなるかということ、それは確かにそうだと思うんですけど、でも、何らかのところへきちんと逐条解説の協議をする、小越議員が言っていますが、そのことだけはやる方向で決めていけばいいのではないかと思います。よろしくをお願いします。

渡辺委員　今の意見は非常に大事な意見ですから、この逐条解説と、県民に対する結果の報告だとか、それはやっぱりここにある程度中心になっていかないとまずいでしょうね。条例の中身については議会改革検討委員会とかにお任せするんですが、

これはやっぱり出来上がるまで見届けたいですよ。ということで、そこまで我々がタッチしていったほうがいい気がするんだけど、ご意見どうでしょうか。

小越委員　私もそう思います。どういう意図でこの条例の条文を作ったのか、その文言の背景というのは、ここの中で一番意見をしていますし、意見聴取会もここしか、傍聴の方もいましたけど、ここが一番聞いているわけですから、意図するものというか心というか真意というか魂というか、何をこの条例の中に込めたのかというのをここで、もう 1 回条例を作った後に確認をしておかないとまずいのではないかと思うので、そこまで責任を持つのがいいんじゃないかと私も思います。

前島委員長　他にどうですか。私が申し上げているのは、私どもの検討委員会は議長の諮問機関として成案で条例化しますと、それで私たちの一つの区切りになるという組織的な見解なんです。ただし、このことについては我々の検討委員会で対応するということを決めておいていただいて、次がどういう組織でなお詳細を作っていくかということについては、やはり諮問機関でございますので、議長等を中心にこれはまたたたくところは作るという、細文化の詳細つくるということについては、ご意見を体したわけで、やっていただくということの意味で、私も対話ということだけ今日決めておいていただいて、我々の立ち位置がどういうふうになるかということが分かりませんので。

杉山委員　いずれにしても今の意見の中で、今まで色々な議論をつうじて検討してきたこの委員会として、逐条解説までなんらかのかたちでコミットしていかないと、逐条解説としての本当の意味がなかなか反映されない、という危惧があってそういう意見が出ているんだと思うんで、その逐条解説を作るに当たってどういう組織でつくるのかというのはここで決められる訳じゃないんで、ぜひ委員長として議長に、この委員会が何らかのかたちでコミットできるようなことを申し入れてほしいということで、いいと思うんです。

前島委員長　そうですね。もちろんそういう手続きになると、議長にそういう対応をしてもらいたいという意見を我々が議長に伝えて、議長が今後その取り扱いを改めて検討していただくと、こういうことになると思うんです。そんなふうにご理解を。よろしゅうございますか。

(「はい」との声あり)

前島委員長　望月議員のご意見について、その他ございませんでしょうか。なければ、それでは、皆様のご意見のように、協議会のことにつきましてはその対応をということで、議長に上申させていただくということで、一応確認をさせていただきます。よろしゅうございますか。ご了解をいただいたことといたしまして、次に議会改革検討協議会における大柴議員の意見についてであります。ご意見がございましたら、お願いをしたいと思います。

渡辺委員　これは非常に大事な意見ですね。基本条例をつくった後、やはり検討していかねばならないということですがけれども、2 年ごとに検討組織を設置するということですがけれども、これも非常にその 2 年ごとにメンバーを選定して、つくっていくということは、非常にいかななものかと思うのですが、2 年ごとでなくても 1 年でもつくらなきゃならない場合も出てきたりとかするわけですよ。そうしたことでいくと、この意見のとおり議会改革検討協議会があるので、やはりここで議論していただければ、2 年という区切りをつくらないで何時でもでき

るような、定期的にしていけるような組織が良いのではないかと思うんですけど。

前島委員長 渡辺委員から今お話しがありました。皆さんで、最大公約で集約したのは 2 年に 1 回と言うことで、素案を固めまして、全体会と改革協へ上げたわけですね。今のお話しだと改革協等があるので、2 年に 1 回ということではなくて、定期的という今の渡辺委員のご発言がありました。ただ、参考にさせていただきたいと思っております、これ、検討組織の設置ということについて、現在やっている改革協というのは、議会運営委員のメンバーが構成してやっているんですね。そうすることで、将来、議運のメンバーイコール改革協がずっと持続的につくっていくのかどうかということがあんまり私たちのところでははっきりわからない。ということの中で、条例検証及び見直し改正等については、現行行っているような議長諮問機関で練る。2 年に 1 回ずつ改めてこういった組織を作ってそして検討・検証していく必要があるんじゃないかということで、前回皆さんのご意見が一致したわけですね。そのへんが皆さんのご意見だったように思っていますので、委員長の立場とすれば、考え方とすれば 2 年に 1 回と言うことをうたって、そして検討員会をちゃんと立ち上げて、やった方がいいんじゃないか、その方がはっきりするんじゃないかなと思って、あの時にはそういう集約をしたんです。

渡辺委員 委員長、すみません。2 年に 1 回という話も確かにしました。しかし検討組織をどういうメンバーで構成していくのかということになると非常に難しいですよね。そうしたことを考えていけば、今、議会改革検討協議会が将来的にわたってあるかないかという話まで、委員長、されましたけども、ある間はそれを利用していただくというのが一番いいんじゃないですかね。この検討組織を設置する中身まで言及しないと、2 年ごとにどうやってこの組織を作るんだということまで決めちゃわないとできなくなりますよね。組織を設置するということだけで投げちゃっていいわけですか。やっぱり議会改革検討協議会があるんですから、そこにしていくというのが今一番いいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

前島委員長 2 年にやるか、随時定期的にやるかということの意見です。まとめ方だと思うんですね。2 年に 1 回と決めて、このあいだの素案は出しましたから、それをそれがいいか、渡辺委員がおっしゃっているように、改革協にお任せして、やっていく方がいいかということは今、そこのご意見を交わしてもらいたいです。

小越委員 私は、この意図は、多分 2 年に 1 回というか、今、議会改革検討協議会は定期的にかかれておりません。議長がその時になったらやるというだけで、だから毎回毎回今の議会改革がどう進んでいるのか、何処が問題なのかって言うのを全員の議員が、また県民からの声も受けて定期的にやっぱり毎年毎年チェックしていくという、そういう意図だと思うんですね。だからこれは 2 年か 1 年かっていうことよりも、この議会改革を毎回毎回チェックしていくっていう、そういう意図の私はこの第 29 条第 1 項に考えているんですね。だから今のままで行くと議会改革検討協議会がいつやるかわかりませんし、議会改革を常に進めていくんだという私たちの意図がありますので、これは少なくとも毎年であれば、少なくとも 2 年ごとには必ずやると、チェックをします。で、必要であれば定期的にやっていくわけですから、私は少なくとも多分 2 年ごとにするのかというふうに縛るようにしておかないと、ずるずる 4 年間何もしないで議会改革検討委員会を開かなかったということになってしまうことはまずいと、私は思います。

それと、第 33 条ですけど、私、毎回このことを言っていますけど、大柴議員と一緒に思います。やはり県民の意見というのを入れないと、条例の見直しには

ならないと思いますので、第 33 条は私も・・・

前島委員長 先に 29 条を・・・

小越委員 29 条だけ、わかりました。

山田委員 私も、この定期的というの、本当に定期的にやっていけるのであればいいのかもしれないですけど、あまりにも抽象的過ぎるような気がします。ですからしっかりとした検証をするためにも、さっき小越委員おっしゃるように、1 年 2 年とかしっかりとした区切りを付けたなかでやっていられるのがよろしいんじゃないかなと思います。また、至急の対応も必要だというような話になるのであれば、至急の対応のことが対応できるようなかたちの文言を入れればいいのではないかなと思います。

早川委員 議運と議会改革検討協議会が設置されてやっていただくというのもあるんですけど、先生達もなかなか負担にもなって流動的な部分もあったり。今回、議会改革検討協議会の先生達にも、私も聞いたんですけど、私たちの検討協議会で良く議論してという、こっちにこう、また、こっちの人達の方が一番分かっているんだからという部分を言われるので、ある程度縛りを、縛りというか、たかをくくって、ものすごく細かいことであれば逐条解説にそれも入れて、できればある程度はチェックしていくようなかたちにした方が、検討協議会の方で、それだけ検討協議会で 2 年ごとにチェックするとか、ある程度した方がいいのではないかなと思います。

渡辺委員 大柴先生の意見を中心に話しているんですけども、意見の中身、一番大柴先生が心配されている中身は、至急対応が必要、2 年に 1 回じゃなくて至急の対応が必要なことが起こりうると。であれば、定期的に何時でも開けるように検証して行った方がいいんじゃないかという考え方で、私もその議会改革検討協議会があるのでそこで何時でも検討できるような体制で定期的にしていくのが、やはり 2 年に 1 回と言うことではなくて、何時でもそういうご意見があれば、その下の 33 条にそういう条文がありますから、そこでちょっと触れてもらえばすぐ分かることですけども、検討委員会にさせていただくというのがいいのではないかなと思います。

上田副委員長 大柴先生のご意見はそういうことだと思うんです。確かにこの議論で、やはりちゃんとたがをはめて、こうやっていかないとできないからということの議論の中で、毎年なのか 2 年なのかという議論だと思うんですけども、それはそれで正しいんじゃないかなと思うんで、ただ、いわゆる緊急ということもあるんで、それはそれで例えば原則 2 年にやるとか、少なくとも 2 年に 1 回やるとかそおいう言い方にしといて、当然、緊急の時は緊急でやるのが当たり前だと思いますので、そう言うような文言でやっぱ逐次単語定期的というような抽象的な言葉ではなくてやはり、少なくとも何年ごとにやるみたいなきことにした方がいいんじゃないかなと思いますし、確かそういった議論だったと思いますけども。

山田委員 定期的と言うのがかなり縛りがあるんじゃないかという気はするんですよ。さっきの話で逐条解説をということになっていますので、その中でそこら辺を盛り込んで、解説していくというふうにすれば、定期的というのにした方が幅広くて、分かりやすく合理的じゃないかというふうには。逐条解説がないとするとまたちょっとアバウトになりすぎるかなって言う部分はありますけど、今度はそ

れをしっかりとやるということであれば、この表現がいいと思う。

永井委員 今の意見ですが、多分ごっちゃになっているんですけど、一つは2年ごとにするか定期的にするかという表現と、もう一つは特別に設置を2年ごととか定期ごとにしてやるべきかということと、改革協でやるかという意見だと思うんですけど私も今の塩澤先生の意見で、定期的というふうにやっておいて、逐条解説の中で例えば1年ごととかちゃんとした縛りをつける。やる組織に関しては、私は独自の組織ではなくて、改革協があるので、議会のメンバーなので私は定期的に行って、逐条解説の中でしっかり縛りを入れると、また、改革協の中でその話し合いをしてもらう方が、それなりのメンバーが議運の先生方メンバーでいるのでそういったかたちの方が私はいいんじゃないかなというふうに思います。

前島委員長 ちょっと意見が割れていますから、全員の発言をいただきたい。

河西委員 前に、2年ごとということ意見がまとめてあったけど、色々意見が出ましたけど、私も最初から期間を決めていくということではなくて、渡辺委員とかの意見がいいと思います。最後、定期的にやっていくということになれば、随時そういうことが発生した場合に、何時でもできるということであるから、ただ、さっきも話が出ているように、逐条解説というものをこれから盛り込んでいくということですから、その中でしっかりしたことをうたっていけばいいんじゃないかなと思います。

杉山委員 たぶんこの意見は過去の委員会の中でも色々な意見が出て、その時は2年に1回ということである程度のそれは出ていたんですけども、それはそれで、議運の先生方からこういう意見が出たということで、再度協議になっているんですけども、議会改革検討協議会というものがあるということは、たぶん同じ内容が重なると思うんですよね。そういう意味では、その協議会をしっかり機能させるという方向でいいんだと思います。組織ですからね。それで、定期的というところが2年なのか定期的にするのかというところなんですけど、定期的にした方が色々な意味で緊急性だったらすぐ対応できるということもプラスに考えればありますし、小越先生なんかはそれをマイナスにネガティブに捉えていますけど、逆に定期的というところを33条で担保するわけですよね。社会情勢の変化等によるというところで、見直しについては担保していますので、やはり定期的という表現の方が色々な意味で、社会情勢に対応できる体制が逆に取れるのかなという気がいたします。以上です。

前島委員長 定期ということは決めているんですよね。定期という語源は、定めて期すという字を書くわけですから、それと随時ということは違うと思うんですよね。そのへんを論点整理していただいてご議論いただきたい。定期ということになると年1回定期にやるということとか、そういう決め方になるわけですけども。それを皆さんの必要に応じてというかたちでという、それではダメだと思うんです。そのこのところについて。

早川委員 それでは、新しい組織を設置するというのではなくて、ここに議会改革検討協議会でと入れて、そして定期的、ここではその文章にしておいて、逐条解説で原則2年ごとに、必要とあらばこの委員会を開設すると。そうすれば基本的には議会改革検討協議会で定期的に行って、それを受けて原則2年以内で必要であれば議会改革検討協議会が委員会をする。そんなスタイルですかね。

渡辺委員 非常に大事なことです。皆さんのご意見が出ていますけども、緊急性を帯びた 33 条のところまで行くと非常にここはわかりやすくなるんですけども、緊急性の問題とか発生することもあり得るわけですよね。柔軟に対応するには、定期的に開くというふうなことが一番いいんじゃないかと思うし、改革協がこの問題ちょっと大変だから検討委員会を設置して、そこで皆さんにお諮りしようと、そういうことを改革協は即座にできるわけですからね、柔軟性を帯びた条例にしておいた方がいいのかなと思うんですけどどうでしょうか。

小越委員 第 29 条と第 33 条は全く違うと思います。第 33 条は条例そのものの見直しであって、29 条は、議会自らが議会改革を自分の責任でやろうとするということです。29 条は議員一人一人が議会改革に毎回、常に臨んでいくという姿勢を表すものですから、私は、今の今までの議会改革検討協議会は、定期的になんか開かれていませんし、それは誰かが行ってやるわけで、議長がやれというときしかできないわけです。だけど毎回この 1 条にあるみたいに自らが改革に継続的に取り組むものとする。と担保することは、私、絶対に必要だと思うんです。そうしないと結局何もしないで必要と認めるかどうか誰か曖昧のままに終わってしまうので、であれば、少なくとも 2 年ごととか、という言葉を入れておかないと結局自らが改革に継続的に取り組まないことになってしまうことが、私は心配なんです。今までのことを考えると、議会改革を自らするというのであれば、私は、例えばそれが必要であれば、少なくとも 2 年ごととかそういうふうに入れとかなないと、皆が、全議員がこの議会改革に臨むということを、皆に今議会改革何が必要かということをお問いただして検討組織を作るといふふうにしなないと、議会改革検討協議会会長のやるかやらないかだけではやっぱりまずいと思うんで、毎回毎年定期的にチェックするというのであれば、少なくともということをして 2 年ごとと入れておかないと曖昧になってしまうと、私は思います。条例の見直しと議会改革は違うと思うんです。29 条、33 条とわざわざ 2 つに分けたのは、29 条は議員自らが継続して議会改革に取り組もうとする意思ですので、条例上 33 条とは全く違うと私は思いますので、私は少なくとも 2 年という縛りをちゃんと入れておいた方が次に繋がることになると思います。逐条解説でやるというのであれば、ここで逐条解説を確認しておかないと、こういったことが全然違う方向で、定期的にといふのはその時考えた時にやりますということが定期的ですとなったら、やっぱり逐条解説はここでやることにしなればまずいと私は思います。

渡辺委員 29 条と 33 条が違うのは、違うから別になっているんですね。しかしながら連動している、これは間違いがないということですけども、あと基本条例をつくるということが、これ縛りですから、今まではできなかった、だけどこれからやっぱり基本条例をつかって、議会改革のためにつくっていくわけですから、我々の意識を改革しなければならぬし、当然のことながら見直しもしていかなければならぬ。変えるためにつくっているわけですからね。そういう意味では、条例をつくることでそこに縛りを発生するという考え方でいいんじゃないかと思いますが。

前島委員長 29 条、皆さん方この前の素案を持ってらっしゃると思いますが、ここの部分はこう書いてあるんですね、確認を皆さん前回したのは、議会は議会改革及び議会制度等の推進を図るため、2 年ごとに検討組織を設置するものとし、その検証結果を公表するものとする。と、こういう内容でまとめたんですね、前回。今度、定期的にといふことになるにあたっては、必要に応じて開催するという意味なのか、定期というにはやっぱり期してかなくちゃならないんですね、例えば組織

がやる場合、定期総会、もう必ず開かなくちゃならない。それは年 1 回とかあるいはその他に臨時総会という条文があるわけですよね。だからそういうときに定期というたいかたをする以上は、やっぱりそれなりのキチツとした、定期とは定めてやることですから、そこら辺の文言が筋が通っていないとおかしくなってしまうので、そのところを参考にしながら議論してもらいたいと思ってているんですから、だから必要に応じて行うとか、あるいは定期ということになると少なくとも定期は何処に定義をするかという矛盾が出てきてしまう、そこが非常に言葉の問題があると思うんですよね。定期というのは不定期と違いますから、定期を不定期ということ定めておくことはあり得ないことだ、定期は定期、必用に応じてというのはそりゃ随時やることですから、そこはやはり文章的に筋が通ってないとならないと思いますよ。その点は参考にしてください。

山田委員 定期的という文言にするというのであれば私もそれでいいんですけど、やはりさっき委員長がおっしゃったように、定期というのは、どのくらいの期間を持って定期というのかということをはっきりと入れてもらわないと困りますし、至急の場合というのもさっき委員長が仰ったように、臨時的にできる、そういうような体制ができるような文言であれば私はそれで結構だと思いますけれども。

前島委員長 はい。それではどうですかね、その点について論点整理をさせていただくんですが、このことについては、次のところで、もう 1 回精査をしようということはどうでしょうか。慎重に議論をする必要があると思います。それではよろしゅうございますか。

(異議なしの声)

前島委員長 それでは次に、33 条につきまして、発言がございましたらお願いしたいと思います。

小越委員 私、先程言いかけましたけど、大柴議員の意見と私も同じです。私もずっとこのことを言っておりましたけど、県民の意見というのを入れるのが筋だと思いますし、まだよく見てないんですけども、パブリックコメントに寄せられた意見ですとか、この前の公聴会の中でも県民に開かれたとか、県民の声を聞けというのがかなり書いてあったと思いますので、私は県民の意見というのを入れること、条例の見直しの、ここに議会は県民の意見や社会情勢の変化にという県民の意見を入れるべきだと私も思います。賛成です。

早川委員 色々な先生が、議員の人達が県民の代表だし、議会も県民の意見を言っていく、そういう反面もあるんですけど、今回この基本条例をやることは、そういう意味も含めて、ふだん私たちもやらなきゃいけないことなんですけど、敢えて入れることは悪いことじゃないので、入れていく方が、開かれたという、それでなおかつ更に私たちは常に県民の意見を聞きながら議員はしなければいけないし、議会改革をしなければいけないので、私はこの大柴先生の意見に賛成です。

杉山委員 県民の意見をというのはすごく耳障りのいい言葉であるんですけど、何をもって県民の意見とするかという定義がないと混乱を起こすと思うんです。例えば一人の強い意見があったらそれが県民の声だと言われればそれをもって見直しの作業をしなければならぬってことにもなりかねないですよね、県民の意見というのは何を持って県民の意見とするかということをはっきりと定義しておかないといけないことだと思いますし、そういう意味では、県民の意見というの、何を持

って定義するかという大変難しい問題なんですよ。それは、やはり、県民の代表として、議会に来ている議員がやはり県民の声を代表して、意見を述べる。それが県民の意見だということにしていけないと、耳障りな言葉だと思うんですが、県民の意見というものをしっかり定義できるかどうかという問題だと思うんです。そこをしっかりと議論していけないと、混乱を来す気がします。

上田副委員長 今のご意見、そういうことかもしれませんけども、ここは一般的に広く一人の個人の意見でも、それが大勢になっていけば大勢になっていくということだと思うんで、それにこだわることもないのかなと思うし、ただ、議会の姿勢としてはたった一つの意見でも聞くし、大勢の意見でも聞くし、あらゆる機会を通じて言うことで、そういった広い意味で県民の意見を聞きながらということでもいいんじゃないかなと、私は思います。

山田委員 私もかなり前の条例のなかで、今回もあるのかな、社会情勢の変化を勘案し必要があると認めるときは、という、この一文があるので、一人の意見だろうが何人の意見だろうが、意見はしっかりと聞いて、そして必要があると認めるときは、だから入れても私はいいと思います。

渡辺委員 私もこれについては賛成です。やはり、時代とともに議会の対応も、することも変わってきますし、意見が、例えば一人であっても、大勢であっても、こういう意見がありましたけども、そのとおりだと思います。それを聞いて、議会で検討して、では条例にどうするかということにするわけですから、参考意見としては聞くべきかなと思います。

永井委員 私も、県民の意見ということを入れると言うことは、今の渡辺委員と同じなんですけど、入れていっても条例の見直しですから、意見を聞いてやっていくというのがいいと思います。

(いいですよ、皆同じ意見だからの声)

前島委員長 では、皆さんの意見から、県民の意見というところを、そうした方がいいではないかというお話しが多く出されていますので、そのへんを受け止めさせていただきながら、見直しのところで、検討させていただく。それでは大柴議員のご意見につきましては、以上にさせていただきまして、皆さんよろしく願います。

次に改革協の関係で飯島議員の意見につきましてご意見をいただきたいと思っております。第9条について「第2項を第1項にまとめ、地方議会としたらどうか」との意見をいただいております。意見がないとすれば、私の見解としては、第9条の第1項と2項をまとめるのご意見でありますけども、別々に表現することによって条文が判読しやすいではないかと思っております。都道府県とそれから市町村議会のところは2つに判読しやすく明文化していった方がいいのではないかとと思っておりますが、その点も参考に。

渡辺委員 ちょっと読んでいまして、時間かかりましたけども、他の地方議会といった方が非常に分かりやすいんでしょうね。都道府県とか市町村議会というふうにやってしまうと、都道府県議会と地方議会を分けているような感じがしますので、他の地方議会ということの方が分かりやすい、条例としてはそれでいいのではないかと思いますけども。どうでしょうか。

塩澤委員 意見なんですけど、私も、基本条例ですからあまり固有名詞を入れなくて、単

に地方議会というと全て網羅していくということで、逐条解説も、ということなので、そういう中でこういったところも入るんだよということを加えていけば、この分においては単に地方議会という言い方をしておく方が良いんじゃないかなと、私自身も思っています。

杉山委員 自分も、検討委員会で言ったかどうか、今、山梨県にしてもインバウンドだとかアウトバウンドの農産物とか海外との地方議会との交流もこれから進めていかなければという時代になっているわけです。そういう意味では、日本の中の地方自治体というふうに限定しないで、他の地方自治体というような地方議会というとらえ方で進めていった方が、これからの将来を考えた時にそれが必要なことだと思いますので、そのところは逐条解説で解説すればいいんでしょうけど、表現の仕方としては広く捉えた方がいいかなと。

上田副委員長 どちらでもいいと思っていまして、どうやって決めるかですけど、すみません、私もあまりこだわらないです。

永井委員 意見というよりも、これ、どちらかなので、単純に、他の地方議会にした方がいいかそれとも都道府県にした方がいいか委員長の意見を伺っているので、どちらにしたらいいか決をとって決めてかないと、これ、たくさんあってこのままじゃ進んでいかないと思うんですね。

前島委員長 二つ素案では、都道府県と市町村議会というようなことで分けたんですが、まとめて地方議会というふうにまとめてしまった方がいいかという、その2者択一ですけども、その点どうでしょうか。もしあれだったら、次回にもう1回一緒に結論にするか、ここで決めていただいて、多数が意見が合えばどうですか。

河西委員 いま、さっき委員長の方が、ちょっと、話の内容がちょっと違うんですけど、これで意見を一つにまとめると言うことですから、次に送らなくてここで決めた方がいいんじゃないですか。

前島委員長 では、そんなふう統一して、地方議会という表現に、別々でなくてさせていただく。それでは、飯島議員の関係につきまして終了させてもらいたい。

それでは次に、臼井議員の意見についてご意見をいただきたいと思っております。まず、5条4項。これからちょっとはき出していきたいと思っております。5条については、議長と副議長の選出の問題のところやっていたんですが、このことは、大変、私たちも苦慮して議論を重ねた一つでありますけれども、選挙に先立ち、副議長の意見表明のことの、所信表明とあるんですね、所信表明が少しおかしいんじゃないかというご意見だったんですが、文言について私なりに委員長案をちょっと提案してみますけども、意思表明に改めればだいぶ修正できるんじゃないか。議長、副議長としての意思表明を行い、と所信表明でなくて意思表明を行うということで、意思に変えれば、表明はそのまま意思と言うことでやると、委員長の修正案としては。

山田委員 臼井先生が言っているのは、所信表明という文言がおかしいという意味なんですか。

前島委員長 所信表明という言い方がおかしいということ。

山田委員 いや、違うと思えますけど、ちょっとね。志のある議員というのが抜けたから

おかしいという意味じゃないですか。

事務局　　ちょっと説明させていただきます。臼井議員がここでご発言されていた内容につきましては、まず、志ある議員を消したことによって誰がいうのかということがなくなってしまった。主語がなくなったということで、これがなくなったということと、もう1つは、所信表明、これは所信表明ですから、思うことを述べる言葉なんですけれども、ただ一般的に所信表明と言われますと、議長、副議長になってから述べるものという解釈をされやすいと言うことと、議長、副議長としての、ということが入ることによって、誰もいないのに何故するのかというところがおかしいという、言葉の使い方の問題です。ですので、そこをなおしたらどうかというご指摘だったと解釈しています。

早川委員　　臼井先生も、皆さんが言ったように、議長、副議長になるときに自分が議長に当選したらこういう議会改革をしたいとかそういうことを述べるのはいいけど、なってもいないのに、どうして、この構成がおかしいということですよ。そのところは別に否定してないけど、そういう意味ですよ。それは変えるしかないでしょうね、違う表現に。

山田委員　　私も勉強不足で、所信表明というのはそういう意味であるというのであれば、文言は変えてもらっても結構だと思います。ただ意思表示と言いますか、そういうことはしっかりとやっていただけたということであれば私もいいと思います。

渡辺委員　　文言とか字句、色々ありますよね、これは誤解を招きやすいというような意味合いで臼井先生にご指摘いただいたと思うので、事務局にお願いして、事務局で、これが議長、副議長が選挙に出る前の意思表示というか、分かりやすい文言に代えてもらえばどうかと思います。どうでしょう。

小越委員　　臼井議員の言っている意味がよく分からなくて、立候補制によって所信表明を行うという意図は変わらないでいいんですよ。(変わらないの声)そうですね。何がおかしいのかがわからないのですが、所信表明を行って選挙をするという、その大前提はちゃんと書いてもらいたいと思います。そういうことでいいですね。

前島委員長　　それで、私もさっき言った意思というふうに直せば、かなり分かりやすくなる。参考にして、では、この点は次のところで。よろしゅうございますか。それでは第9条の充実の表現についての意見ですが、ここのところの臼井先生が仰っているのは、議会改革、議会運営に、充実という言葉がおかしいということなんです。この点についての皆さん方のご意見をいただきたい。委員長の私も見て、議会改革という表現はなおした方がいいと、実は思っているんですね。議会活動になおした方が、議会活動というふうに直せば、充実がそのまま生きてくるので、そこのわずかなところだと思いますけど。これも言葉の表現ですね。議会改革の充実という結び方はおかしいと、確かに思いますよね。で、議会活動の充実、議会運営の充実では充実が生きていくと考えています。参考にしてもらいたい。

事務局　　すみません、事務局の方から説明をさせていただきます。こちらについても、文言の問題という部分もあるかと思いますが。臼井議員に出された件につきましては、議会改革及び議会運営の充実とあるが、議会活動の充実というのは分ると、議会の運営の充実という表現がおかしい、という、言葉のことで。ですので、議会改革及び議会活動の充実に資するとした方が良いのではないかと。そこに書いてあるとおりなんですけれども、議会改革の充実についてはいいんじ

やないかと、臼井議員はおっしゃっていたということです。

前島委員長 議会改革の充実というのはちょっとね。どうぞご意見をお願いします。ここも言葉の問題ですから少し次のところでたたきましよう。難しい問題ではありませんので。

それでは、次に、全員協議会の方に移っていきたいと思います。まず、桜本議員の意見について交わさせていただきたいと思います。どうぞご意見をいただきたいと思います。

山田委員 桜本議員についての第 21 条ですけれども、私もこれは当初から話をしていましたけれども、議員ごとに行うべきだということは大賛成でございます。

小越委員 私は、原則、会派だと思います。会派はその中でいろんな政策のなかで一致するのが普通ですので、甲府の市議会でも会派ごとの × を議会だよりに出しております。で、中で、例えばこの議員は会派の中で一致しなかったというときはそこへ小さく米印を書いて、この議員は違いましたと書いていましたね。私、原則は会派でないと会派の意味がないと思いますので、会派ごとにやって、会派の中で分かれた場合は、その付記というか、この議員は違いましたというふうを書くのがいいと、私は思います。

山田委員 会派で当然まとまってして、最後に米印で書くという話ですけど、全く議員ごとと同じじゃないかなと。がみんな揃えばそれでそうだし、× は × であれなんですから。私は議員だと思います。

渡辺委員 原文を読みますと、議案に対する会派等の賛否を速やかに公表するものとおあるわけで、会派とも限定してないんですね。「等」と、その解釈の仕方があるわけでそこを個人でやればいいときは個人でもできるというふうに、これは理解できるんですけど、「会派等」となっているんですよ、原文が。「会派等」ということですから、ちょっと幅広いかと思いますので、条例としてはこれで、表現としてはこれでいいかなと、私は思います。

前島委員長 委員長としては、桜本議員の 21 条の賛否の部分については、もちろん議員一人一人の公表が民主的ではありますが、今の議会審議の対応のやり方が会派ごとになっているんですね。会派ごとになっておりますので、その会派の結論と個人の結論が整合しない場合がそこに出てしまう。ということで、個人のを公表した場合に、会派の意見と最大公約に違いが出たときに、その整合性が問われる心配がありますので、この点について、ある程度、ご意見を交わしておいた方がいいんじゃないかということ……。

事務局 説明させていただきます。桜本議員からありましたご意見ですが、先程、渡辺委員の方からお話がありましたとおり、こちらの文章につきましては、賛否の公表は会派ではなくて議員ごとということで、どちらにするかという部分について、今回の条例素案の中では「会派等」の「等」という言葉が入っていますので、どちらでもできるということでございます。今回、ここでは、すいません、公表の仕方を気にとめるという場面ではなくて、やり方としてどういうことができるのかということですので、基本的に、桜本議員がおっしゃったことについては、ほとんど記載されている部分でございます。

前島委員長 公表の仕方をいっているわけだから。公表方法が個人で、個人の公表をいって

るんだから、そこが難しいところですよ。

事務局 捕捉させていただきますけれども、議員の賛否の公表をやり方としては、会派でやるか個人でやるかというのは当然あるかと思うんですが、それは賛否を公表するということが条例上で決まればやっていくんですけれども、やり方については改めてまた別のところで、どういうやり方というのは議員の意見を聞きながらまた別のところで決める話です。これはあくまでも基本条例の中身の検討ですから、実際にやるとなったら、やり方についてはまた別に改めてご検討いただくということになると思いますので。要は、桜本議員はこういうこともどうかということなんです。これは当然条例上可能ですし、やり方についてはまた改めて別で決めていただくということでご理解いただければと思います。

前島委員長 それでは、現在の条文でだいたいまとめていくということで。それで、後はまたその実行の段階で検討するというふうにしましょう。それで意見が一致しているようです。

それでは、第 30 条の人事に対する考え方のご意見でございますけども。事務局の人事の専門性や充実というところですね。

杉山委員 それは、先に事務局で見解をいってもらった方がいいんじゃないですか。

事務局 すみません。桜本議員がおっしゃっている内容について確認させていただければと思いますが、専門的知識を有する職員を配置していくよう、議長は人事について執行部に要望できるという内容なのか明確にしてほしいというものでございました。人事の部分について、そういうことが言えるかということでございます。ここでは、第 9 条第 1 項で、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう努めるという部分、また、職員の専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるとともに、というようところで、専門的知識を有する職員等の配置を要望できるかどうかということをおっしゃっていました。確認という意味であろうかと思えます。明確にしろといっても具体的に何が書けるかというところはあるかと思えますが。その確認の部分であろうかと思っております。

前島委員長 現在の状況は、やっぱり執行部人事の一貫で行われているわけですよ、県議会の人事というのは。そういう現在の状況で、一番理想は、それはもちろん、承知のように、二権分立、議会は議会の人事を分離してやるのが望ましいんだけど、それは現在のところなかなか難しい状況なんですね。それで、専門性の高い職員の配置を具体的にできるかどうかということで、桜本議員が心配したご意見だと思んですが。このことについては、議長が、人事に当たっては専門性の高い職員を配置を強く要望したりしていくという、現在ではそういう枠組み程度しかできないと思っておりますけども、その点は皆さんご意見をいただいて、そういうことを含めて現在の職員の方々に、より高い専門性を身につけていただく研修だとかそういうことをやっていっていただくということ以外に方法が、今のところ二権分立というのはとても望めない状況です。

小越委員 議員の意見だけを見ていくとこうなっちゃうんですけど、例えば今日配られましたパブリックコメントの 11 ページのところ、どなたか、第 30 条議会事務局というのがあるんです。その所に、多分、桜本さんがおっしゃっているのは、議長になった人が議会事務局の人事権を持って、こういう言い方がいいか悪いかわかりませんが、自分のいい人だけ集めるみたいなことをしては困るよという、そこを心配されているんじゃないかと思うんですけど。それであればこの 11 ペ

ージにあります、パブリックコメントを書かれた方も同じように書いていて、議長を含む全ての議員は、事務局長またその他の職員に、立場やその影響力を不正に悪用して自己に利益があるよう、こう書いてあるわけです。こういうことを、例えば逐条解説に入れるとかしておけば、努力義務みたいな話ですが、努力しないと、こういうことを求めていかないとやっぱりまずいと思うんですよね。議会事務局とはこういうふうにあるべきだ、ということを示してく訳だから、これは努力義務かもしれませんが、目指すということを書いた方がいいと思いますし、その裏にあるのは、心配されていることがあるのであれば、パブリックコメントにある 11 ページのような文言を逐条解説の中に入れるくらいにしたらどうかと思うんですけれど。議長になった人がこうするようなことを防ぐということ、多分、桜本議員はおっしゃりたいのではないかと思います。であれば、このパブコメにある第 2 項の次に 1 項を加えとか、条文の 2 に、パブコメの、せっかくいただいたこの文章を生かしたらどうかと思うんですけれど。

前島委員長 この 30 条については、現在の条文のところ、一応まとめさせていただいて、そのことについては、議長を先頭に専門性の高い職員配置を期待し、なお職員の方々にできるだけ専門性を身につけていただいて、頑張ってもらって、議会事務局の体制強化を図っていただくということで、桜本議員のそれについてはご理解いただいて、現行条文でいくということでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

では、それをご理解をいただくことといたします。

それでは、次に移らせていただきまして、宮本議員の意見について、これからご意見をいただきたいと思っております。18 条。

私としては、今後の課題のように思っております、ネット公開については、ますます情報公開の流れが進んでいくと思っております、そうした時代も想定されますけれども、プライバシーの問題が絡むこともあったり、今回の条文については、現在、政務活動費公開条例が既に全国的にも整ってきていて、更に、今後、そういう点で進んでいくと思っておりますので。ただ、この時点で、山梨県議会の立場として、活動のネット公開ということについては、時期尚早の状況と、他の条例との関係で進めていきたいと思っておりますし、なお国会議員さん方の公開なども垣間見ながらの検討課題ではないかと思っておりますが、現状の議論でいった方がいいと思っておりますが、ご意見をいただけますか。

渡辺委員 委員長のご意見のとおりだと思います。これについては、細かい規則等もありますし、他に定めるといいますので、ここで、ネットはどうかこうなのかまた検討すればいいわけで、基本条例にこのことだけ盛り込むというのはいかかなものかと思っておりますので、現状で結構だと思います。

前島委員長 ありがとうございます。そんなことで、まとめさせていただきたいと思いません。

小越委員 宮本議員の意図は、ネットでやるということ、これを条文に書けというのではなくて、もっと透明性を確保しろというのが一番主眼だと思っております。パブリックコメントの 9 ページの第 18 条政務活動費のことがたくさん出ております。それで、この前の意見聴取会の中でも、政務活動費の透明性をちゃんと書けというのが非常にたくさん出されました。なので、これも、ここの宮本議員のやり方ではなく、パブコメの 9 ページの政務活動費の意見も含めて 18 条のところはもう少し

んと書くべきだと思います。パブコメのところをしっかりと書けと、使用目的及びその他公開するものとするとか、別に定めるところではなくしっかりと書けということがたくさんパブコメにも出されていますし、意見聴取会の時にもかなり出されましたので、私は、この政務活動費のネット上での公開について条文に書くのではなく、条文そのものはこれからパブコメの意見も聞いて変えていくと思うんですけど、逐条解説の中で、それは、やっぱりウェブ上での公開をやるのは当然ですよ、これから。全国の市議会、県議会で行っているわけですから。ある議会では全部出していると、名前も全部出していると、税金使ってやっているんだから名前を伏せることはない、その方が正々堂々と使えと、そういう議会が増えてきているわけですよ。だったらウェブで公開するというのを求めていく、臨んでいく、やっていく方法をちゃんと逐条解説を含めてやっていかないと、いつまでも開かれてないなと思わせることはまずいと思うので、すぐにこれを条文に書けとは言いませんけど、ネット上での公開を求めるくらいは逐条解説で求めていかなければまずいと思いますし、この 18 条そのものをパブコメの意見や意見聴取会のことも含めて大きく変えるべきだと思います。透明性を確保するとか、そのことをしっかりと入れないと、これではあまりにもちょっと県民の皆さんに開かれていないと思いますので、後で政務活動費の 18 条はしっかりと検討し直してもらいたいと思います。

前島委員長 ありがとうございます。ただですね、我々の検討委員会では、他につくられている条例とは整合性を図って検討していかなければなりません。山梨県政務活動費の交付に関する条例が 13 年に制定されているんですよ。それにかかわりますので、このことについて、そこの整合性がないと、検討委員会の基本条例の中で基本的な組み立てが変わっていくようだと、条文を侵害することになってしまいますので、これは、そんな点をご理解いただいて、現在のところで一応と思っていますが、ご意見をいただきましたので。

小越委員 そうしますと、議員の意見だけになって、パブコメの意見をちゃんと取り入れて、次も審議していただけるんですよ。そうしないと議員の意見だけでこれが決まればパブコメが、後で、付け足しでこれが決まっちゃったら、議員の意見が優先してパブコメ意見が後回しではおかしいと思うんですよ。政務活動費の条例があるといっても、条例に基づいて公開するというのを書けばいいわけですから、条例を侵害するわけじゃないですよ。条例は用途基準を明確にしているわけだから、その用途基準に基づいて公開するというのを入れればいいわけだから。だから、パブコメの意見も含めて政務活動費 18 条は考え直すべきだと、私は提案してやってもらいたいんです。

前島委員長 今日の審議はパブリックコメントのことがありますから、決定的に固めているわけではないので、審議のやり方についてご理解いただいて、この後のパブリックコメントと合わせながら最終的な調整をさせていただきたい。よろしゅうございますか。

(「はい」との声あり)

では、そんなことでよろしく願いいたします。

それでは、卯月議員の方に入らせていただきます。卯月議員の意見に対しましてご意見をお願いします。前文についてももう少しスマートに読みやすく、分かりやすくというような意見を承っております。

山田委員 できれば、何処がスマートじゃないのかということをお教えいただかないことにはいじりようがないので、そこを伺ってからの方がいいんじゃないですか。

永井委員 前文に関してはこの委員会でもう十分最初に審議して、あれだけさんざんやったもので、本当に、今の山田委員の意見もそうですが、何処がスマートじゃないのか、格調高くしろと書いてありますけど、どこが格調高くないのか、ではどういふふうにやればいいのか、あれだけこの委員会で審議しているのに、この前文を短くしたり、一言一句、丁々発止でやったわけですから、卯月議員にもぜひこの委員会の趣旨を理解いただいて、このままでいった方がいいと思います。

小越委員 次の飯島議員のところに、前文について再度検討願いたいと書いてあります。卯月議員のは、何をどうしてほしいのかわからないからなんですけど。前文について、再度、検討していただきたいと飯島議員も言っていますし、このパブコメでもすごくたくさん出ておりますし、意見聴取会もしましたので。前文については、もう決まったじゃなくて、パブコメ、意見聴取会もあったわけですから、それを含めて前文をどこか手直しできるのか、すべきなのかというのをやはりすべき。この卯月議員の言っている意味はちょっとわかりませんが、前文については、また、パブコメや意見聴取会、飯島議員の意見も含めて、私はもう 1 回練り直した方がいいと思います。

前島委員長 今、小越委員の意見もありましたけど、パブリックコメントについては、これを見てもたくさんご意見がありますので、このへんを含めて、最終的に、部分的に、文言が一部直せるところがあったら検討するというところで、一応、今後の協議に委ねさせてもらうということでもいいですか。

渡辺委員 前文についていろいろなご意見がありました。ここでもいろいろ議論してきました。最後、パブコメを含めて、もし文言とか字句とかで、ここは修正した方がいいとか、少し変えた方がいいというところがありましたが、これはもう事務局に、私は一任してもいいのかなと思います。そんなことでどうでしょうか。

前島委員長 事務局に一任というのはできないですよ。議会の議員が決めることですから。

渡辺委員 文言とか字句の修正があれば事務局に素案を示していただき、そして、ここで決定する、こういうことでどうでしょうか。

前島委員長 参考にさせていただきながら最終的に決めていきたいと思います。卯月委員の意見については他にございませんか。ないようでございますので、次に飯島委員の意見について、ご意見お願いいたします。

(「卯月議員に同じ」の声あり)

前島委員長 飯島議員につきまして、皆様のご意見はそのとおりでございますので、これですべてであります。

小越委員も出しておりますが、小越委員につきましては、メンバーでございますので、よろしく願いいたします。

小越委員 全員協議会の際には言うつもりはなかったんですけども、その前の作成委員会で、私は、この素案に反対いたしました。ただそれが報告されなかったんで、作成委員会の中で反対している意見があるということをお全員協議会の中で伝えて

いただきました。それがなかったので、この中で全員総意だというふうにしてもらっては、私は不本意ですので、それを言いたいがために全員協議会で手を挙げさせていただきました。後からご批判も受けましたけども、事務局とすれば、この作成委員会の中でどういう意見があったのかというのをちゃんと報告していただきたいと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。あとはこのパブコメの話と同じです。

前島委員長 ありがとうございました。参考にさせていただきます。
それでは、それぞれの議員のご意見は終了させていただきまして、次に、パブリックコメントの状況につきまして、事務局から、集計されておりますので、ご発表いただいて討議を・・・
その前に、暫時、休憩いたします。

(休憩)

前島委員長 それでは、会議を再開いたします。
次に、パブリックコメントの状況につきまして、事務局から一括皆さんにご説明いたさせます。

事務局 それでは、お手元の資料 2 をご覧いただきたいと思えます。山梨県議会基本条例素案に対する県民意見について、ということで、まず、集計された意見についての件数等でございます。団体もありますけど合計 11 名の方から 89 件のご意見がございました。それらにつきまして次のページから意見等の内容をご載せさせていただきます。それぞれ何処の部分についてかという箇所ごとに書いてありますがこの左側にナンバーがあります。1 番から始まりまして 77 番までありますけどその中にそれぞれ 2 つずつというようなご意見がありますので、合計で 89 件という意見になっています。主な点について説明させていただきます。
まず 1 番のところ、全体の意見に対しましては、全体的に努めるという文字が多すぎる。というご意見。

2 つ目のご意見については、条例検討を政治姿勢を正す機会としてください。という内容。前文につきましては、そっくり修正していただきたいということで案を持ってきた方、部分的に 5 番の方のように修正をしてもらいたという方などがございます。7 番の方のように、県議会流会の反省にたち、決意新たにの文言を入れるべきであるというものもございませう。

また、3 ページの方をご覧いただきたいと思えますが、9 番の方です、前文、第 1 条 2 条 3 条の部分のところに関して、議会のあり方を住民地域コミュニティーの関係を として位置付け、再構成することが求められる。住民のための議会、住民に開かれ住民参加を基本とする議会への改革であるというようなご意見をいただいております。12 番のところでも知事の反問権を定めてほしいというようなご意見等もでております。

また、ページをご覧いただければと思えます。13 番、これは言葉遣いとして、付託ではなく信託に変えてほしいとかそういった細かい意見が出ていまして、議会の役割第 3 表の 17 番のように、下線部分の修正を希望するということで、否決の否認であるとか、情報公開、議会報告会などの実施などを考察するというところもございませう。20 番のところ第 4 条の部分でも、下線部分の修正を希望ということで、他の議員と討議した案件の議決ということで議員間討議等を入れてほしいという部分もございませう。

5 ページをご覧いただきたいと思えます。26 番のところ、緊急事態等への対応の部分で、議会の災害時の対応という部分で新しく章をたてて 3 条ほど付け

加えたらどうかというご意見などがございます。

つづいての 6 ページから 27 番の方から長いご意見をいただいております。次の 7 ページまでまたがっておりますが、かなり詳しい内容をいただいております。

8 ページをご覧いただければと思います。33 番ですけれども、議員の役割として研修及び研究と、はっきりと調査活動と入れてほしいという細かいご指摘等、9 ページをご覧いただければと思います。

政務活動費の部分については何件かご意見が出されております。そっくり修正あるいは部分的に修正という意見もございます。

50 番のところ、下線部の修正を希望ということで、広報の充実のなかに広報媒体の簡略化というようなものを一つ加えてほしいという意見がございました。これは広報を止めるという意味ではなく、議会のホームページをもう少し簡単に求める画面にいてほしいというような意見だそうです。

10 ページをご覧いただければと思います。部分的な修正を求める声がたくさんあります。54 番のところには、意見の公募というところで新たに 1 項加えて、意見公聴会の質疑、意見等一問一等方式などの意見交換方式を用いるといった提案をされている方もいらっしゃいました。

11 ページをご覧ください。議会事務局の部分についてもご意見をいただいております。条例の見直しのところ、68 番、69 番などに、部分的な修正、県民の意見を入れてほしいというところもございます。71 番からは、新たに 1 条入れて欲しい等の意見もございましたが、書き方の違いで既にほかの条文に入っているところもございます。76 番に、新たに議会報告会というものを設置してほしいという意見もございます。ここに書かれているものは、全て出されました意見そのままの文字で入れてあります。読みづらい部分があるかと思いますが、ともよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

前島委員長

ただいま、事務局から整理していただきました。皆さんのパブリックコメントの一覧表でありました。右側の方は、次のところでご意見をいただきながら、また委員長案をある程度つくらせていただきまして、次の全体会議で検討させていただくということですが、ただいま説明しましたことについて、ある程度、整理させていただきまして、進めさせていただければと思っております。残された時間が開会中で少ないものですから、精力的にご協議いただかなければならないと思っております。次回の委員会で、この問題についてご協議いただき、それから、前の各委員の宿題、課題についても整理させていただきまして、示させていただきたいと思っております。

次回の委員会のことでございますけれども、議会日程等を考慮しながら開催を予定させていただきませんが、当初計画では、13 日頃を最終に、という見方をしていたんですけど、その前にもう 1 回、皆さん方に急遽お集まりいただき、今日のまとめ等をさせていただきながら議論していただきたいと思っておりますので御了承いただきたいと思ひます。

これから改革協へ上げる最終を、13 日頃を目途に、その前に、日程についてそれぞれご意見を聞かせていただいて、急遽、相談させていただきたいと思ひます。その点については正副委員長に、日程等についてはご一任いただければと思ひますが、よろしゅうござひますか。

小越委員

パブリックコメント、さっき議員のは一つ一つやったんですが、パブリックコメントの扱いがこうなりますと委員長に一任して、このパブリックコメントを元にまた委員長案が出てくるということですよ。できたらそれは早めにいただきたいんです。今もパブリックコメントが小さくて多くて追っていくのが大変なものですから、できれば事前にいただかないとその場で判断するとか考えると大変

なのでいただきたいと思うのと、もう一つ、これはアンケートだから別に生かさなくてもいいという話もありますけど、アンケートですとか、それから県民から意見をいただいた意見聴取会のことも含めてぜひ委員長案をつくっていただきたいと思います。アンケートの寄せられた数にびっくりしたんですけど、議会運営の仕方について、椅子が3段階になっているとか、思わぬことがアンケートにあってびっくりしたんですけど、ぜひ、こういうアンケートの中身も、議長とか議会事務局長に伝えて、改善すべきところは改善するようにお願いしたいと思います。アンケートの結果を見て、傍聴に来られた方にちょっと不愉快なことをさせてしまったのかなと思って、私も読んで反省したりすることがあるので、このアンケートの結果も議長や議会事務局長に伝えて、改善出来るものは改善するようにしていただきたいと思います。

前島委員長　　これだけのパブリックコメントの内容ですので、見解はある程度まとめて正副議長にご相談させてもらって、見解をまとめて、たたき台にしていただく方がいいんじゃないかと思います。このまま全体を逐条で審議するということになる大変なことですから、全体的に、事務局とも日程を調整させていただきながら、これに対する委員長の見解を、簡単なたたき台を提示しないと、ちょっと審議が大変じゃないかと。

(「早めにいただけるんですね」の声あり)

前島委員長　　はい。ほかにご意見がなければ、以上で本日のご協議を全て終了させていただきます。

以 上

山梨県議会基本条例案検討委員会委員長 前島 茂松